

# 第6期大野城市障がい福祉計画

## 第2期大野城市障がい児福祉計画

[令和3年度～令和5年度]

令和3年3月

# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	他計画との関係	2
3.	計画の期間	2
4.	計画の対象	2
5.	サービスの体系	3
第2章	本市の現状	
1.	人口と障がい者手帳交付者数の推移	10
2.	障害福祉サービスの状況	11
3.	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の振り返りと課題	12
第3章	計画の基本的な考え方	
1.	計画の体系	21
2.	計画の基本的理念	22
3.	計画の基本的視点	22
4.	計画の成果目標	22
5.	検討事項	25
6.	調査研究事項	26
第4章	障害福祉サービスの活動指標	
1.	サービスの実施に関する考え方	27
2.	サービスの見込み量	28
第5章	地域生活支援事業の活動指標	
1.	サービスの実施に関する考え方	31
2.	サービスの見込み量	33
第6章	本市の独自事業の活動指標	
1.	サービスの実施に関する考え方	35
2.	サービスの見込み量	35
第7章	障がい者虐待防止と障がい者差別解消	
1.	障がい者虐待防止	37
2.	障がい者差別解消	37
第8章	計画の進行管理	38
資料編		39

※「障がい」の表記については、法令・国通知・条例等で使用されている用語や関係協議体の名称を除き、ひらがな表記としています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定による「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、策定するものです。（以下2つの計画を合わせて「本計画」という。）

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 抜粋]

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2） 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- （3） 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 （第3項以下 略）

[児童福祉法 抜粋]

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

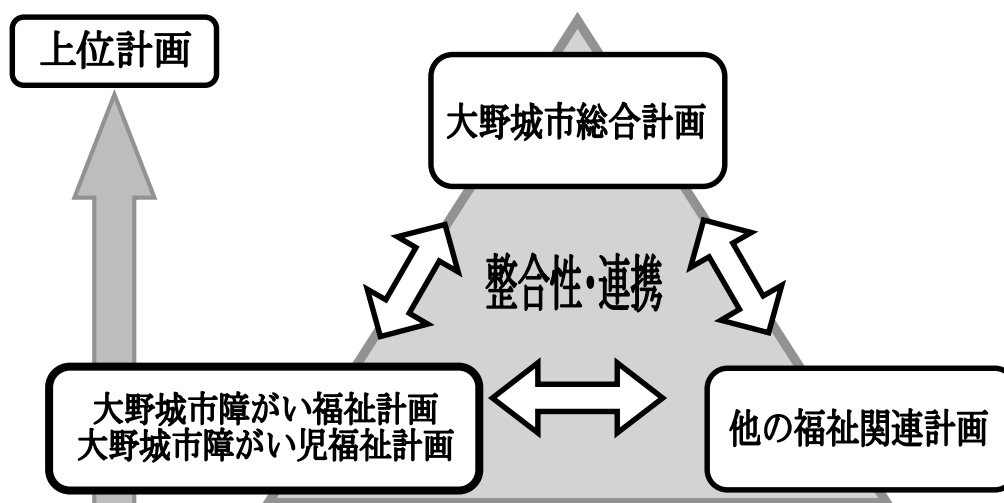
2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2） 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 （第3項以下 略）

※本計画では、障害者総合支援法上の障害福祉サービス及び児童福祉法上の障害児通所支援・障害児相談支援を総称して「障害福祉サービス」と表記します。

## 2. 他計画との関係

本計画は、大野城市（以下「本市」という。）の最上位計画である「大野城市総合計画」及び「他の福祉関連計画」との整合を考慮し、策定するものです。



## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、国が示した基本方針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号。以下「基本指針」という。）」に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	大野城市障がい福祉計画	大野城市障がい児福祉計画
平成18年度～平成20年度	第1期	
平成21年度～平成23年度	第2期	
平成24年度～平成26年度	第3期	
平成27年度～平成29年度	第4期	
平成30年度～令和2年度	第5期	第1期
<b>令和3年度～令和5年度</b>	<b>第6期</b>	<b>第2期</b>

## 4. 計画の対象

本計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。難病患者もこの定義の「障がい者」に含まれます。

なお、18歳未満の「障がい者」を指すときは「障がい児」と表記します。

## 5. サービスの体系

### (1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、全国一律のサービスとして実施するものです。

サービス名	内 容
訪問系サービス：自宅又は外出時でのサービスです。	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする障がい者に対し、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動に著しく困難を有し常時介護を必要とする障がい者に対し、外出時における移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス：日中、事業所において提供するサービスです。	
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に対し、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動・生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能の向上のために、理学療法や作業療法による訓練を一定期間行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力向上のために、入浴、排せつ及び食事に関する訓練を一定期間行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般就労が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。A型については雇用契約を締結します。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労をしている障がい者に対して、就労の継続を図るために、関係機関との連絡調整や相談、指導、助言を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に対し、医療機関や事業所において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

日中活動系サービス：日中、事業所において提供するサービスです。

短期入所 (福祉型、医療型)	介護者が病気その他の理由により入所する必要がある障がい者に対して、短期間（夜間含む）、事業所において、入浴、排せつ、食事の介護を行います。医療型については、医療的ケアを伴うサービスになります。
-------------------	--

障がい児通所支援：障がい児に対し、事業所において提供するサービスです。

児童発達支援	事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、事業所において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進の支援を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等に通っている障がい児を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療機関や事業所において、児童発達支援及び治療を行います。

居住系サービス：夜間、居住の場を提供し、実施するサービスです。

自立生活援助	居宅において単身で生活する障がい者に対し、定期的な巡回訪問、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
施設入所支援	夜間や休日、施設において、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

相談支援：サービス利用にかかる計画策定・調整等を行うサービスです。

地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談対応を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急事態時等に相談対応を行います。
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画の策定、サービスの利用状況のモニタリング、関係者との連絡調整を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援のサービス利用者に対し、障害児支援利用計画の策定、サービスの利用状況のモニタリング、関係者との連絡調整を行います。

## (2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、本市の地域性や市民のニーズに応じて実施するものです。

サービス名		内 容
相談支援事業	障害者相談支援事業	障がい者やその介護者等からの福祉相談に応じ、必要な支援（情報の提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用支援等）を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助（虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整等）を行う事業です。
	基幹相談支援センター 一等機能強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を強化する事業です。
	自立支援協議会の 設置	障がい者への支援体制の整備を図るため、関係機関により構成された自立支援協議会を設置し、情報共有、連携強化、地域の実情に応じた体制整備についての協議を行う事業です。
理解促進研修・啓発事業		地域住民に対し、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行うことにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。
日常生活用具給付事業		介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具を給付することにより、日常生活への支援を行う事業です。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。
日中一時支援	日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保することにより、家族の就労支援及び家族介護者の一時的な休養を目的とする事業です。
	障がい児タイムケア 事業	障がい児に対し、子ども療育支援センター内において、学校休業日の活動場所を提供すること及び、保護者の一時的休養を確保することを目的とする事業です。
	太宰府特別支援学校 放課後等支援事業	太宰府特別支援学校に在学している障がい児に対し、本校内において、放課後や長期休暇中の活動場所を提供すること及び、保護者の一時的休養を確保することを目的とする事業です。

社会参加支援	レクリエーション活動等支援	障がい者のレクリエーション活動を行うことにより、社会参加を促進することを目的とする事業です。
	芸術文化活動振興	障がい者の芸術文化活動を振興することにより、社会参加を促進することを目的とする事業です。
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	本市庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障がい者に対し、本市庁舎内の窓口・相談業務における通訳を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
	登録手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者の依頼により、医療機関、公的機関等に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
	登録要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者の依頼により、医療機関、公的機関等に要約筆記通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
手話奉仕員養成研修事業	一般市民に対して、日常会話程度の手話表現技術を習得できる講習会を開催することにより、手話表現技術を習得した受講者が聴覚障がい者との地域での交流促進を図ることを目的とした事業です。	
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う地域活動支援センターの機能を充実強化する事業です。	
訪問入浴サービス	身体障がい者に対して、在宅で入浴サービスを提供することにより、身体の清潔保持、心身機能の維持を図る事業です。	
福祉ホームの運営 (運営費補助事業)	住居を求めている障がい者に対して、居室を低額な料金で提供するとともに、日常生活に必要な経費を助成する事業です。	
成年後見制度利用支援事業	知的・精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とした事業です。	
医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業	医療的ケアが必要な障がい児・者の看護や介護を行う家族に対し、介護負担の軽減を図ることを目的とした事業です。	



〈用語解説〉

○ 自立支援協議会

本市単独で大野城市自立支援協議会を、また筑紫地区5市の関係機関により、筑紫地区地域自立支援協議会を設置運営している。

○ 大野城市自立支援協議会

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・福祉・医療関係機関、教育・就労関係機関、当事者団体で構成され、全60機関の参加を得ており、月1回以上の会議を行っている。関係機関から提出される個別事例の検討、事例の背景にある地域課題の分析、地域の障がい者の支援体制の整備についての検討を行う。また、検討事項のうち広域的に考えるべき事項については、筑紫地区地域自立支援協議会に付議している。

また、2つの専門部会（就労部会、障がい児部会）において、より専門性の高い事例検討や研究・研修を行っている。

就 労 部 会…本市内の就労系事業所を中心に障害福祉サービスに関する事例検討・研究を実施。

障がい児部会…本市内の障がい児通所事業所や教育委員会を中心に障がい児やその保護者への支援に関する事例検討・研修を実施。

○ 筑紫地区地域自立支援協議会

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・福祉・医療関係機関、教育・就労関係機関、当事者団体の全17機関により構成され、月1回以上の会議を行っている。個別事例の検討、事例の背景にある地域課題の分析、地域の障がい者の支援体制の整備を行うとともに、筑紫地区広域での関係機関のネットワークの構築を進めている。また、3つの専門部会（地域連携部会、権利擁護部会、相談支援部会）において事例検討や研究等を行っている。

地域連携部会…精神障がい者の地域生活を支援するコミュニケーション・ツールとしてのパス（紙媒体で本人の要望や心身の状態、生活状況等が記載してあるもの）の作成・周知・普及啓発活動を実施。

権利擁護部会…障がい者差別や障がい者虐待に関する事例検討・研究を実施。

相談支援部会…行政、障害福祉サービス事業者、筑紫地区の相談支援事業者で構成し、事例検討・研修を実施。

### (3) 本市の独自事業

本市の独自事業は、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を補完するなどの理由により実施するものです。

サービス名	内 容
大野城市障がい者支援センターまどか・ゆいばるの運営	身体障がい者、知的障がい者に対し、生活介護及び就労継続支援B型、計画相談支援、障害児相談支援のサービスを提供する施設を運営する事業です。
障がい者相談員事業	障がい当事者やその家族が相談員となり、自らの経験に基づき、同じ立場に立って、身体障がい者や知的障がい者、また、その家族からの相談に応じる事業です。
福祉タクシー助成事業	重度の障がい者に対し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的とする事業です。
紙おむつ給付事業	重度の障がい者に対し、紙おむつを支給することにより、日常生活への支援を行うとともに、その家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする事業です。
配食サービス事業	身体障がい者や精神障がい者に対し、配食サービスを提供することにより、自立と生活の質の向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担を軽減することを目的とする事業です。
住宅改造助成事業	身体障がい者や知的障がい者に対し、段差解消等の住宅改造に要する経費の助成を行うことにより、在宅生活における自立支援及び介護者の負担軽減を目的とする事業です。
福祉車両購入費等助成事業	身体障がい者や要介護認定者、要支援認定者の介助者に対して、福祉車両の購入経費を助成することにより、移動の円滑化、社会活動の促進を図ることを目的とする事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部助成を目的とする事業です。
在宅酸素濃縮器使用電気料金助成事業	呼吸器機能障がい者に対し、酸素濃縮器の使用にかかる電気料金を助成することにより、健康維持を目的とする事業です。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用を助成することにより、言語獲得とコミュニケーション能力向上の促進を目的とする事業です。

緊急まどかコール事業	身体障がい者に対し、急病の緊急事態における通報を受け、これに対応する仕組みを整備することにより、日常生活上の不安を解消することを目的とする事業です。
職場体験実習事業	一般就労を希望する障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うことを目的として、障害者就業・生活支援センターや就労支援事業所と連携し、職場体験実習を本市関係施設で実施する事業です。
障がい者施設通所費用助成事業	就労移行支援事業所に通所する障がい者に対し、通所費用を助成することにより、一般就労の促進及び自立支援に資することを目的とする事業です。

## 第2章 本市の現状

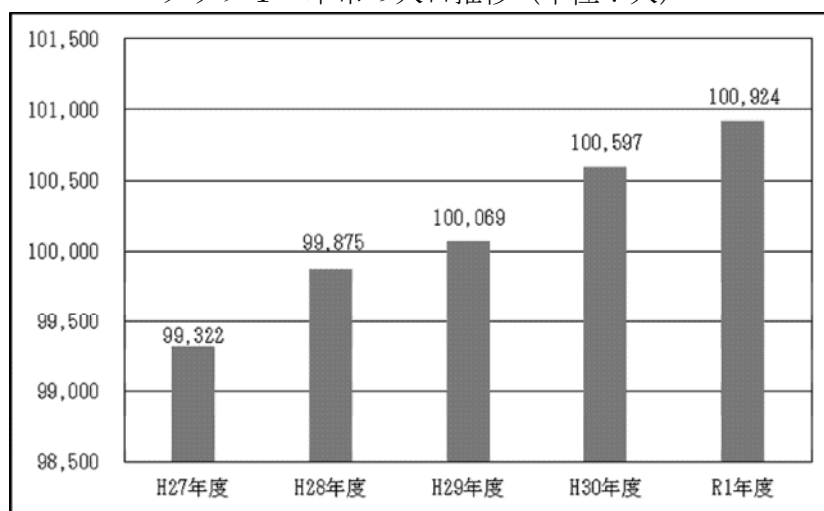
### 1. 人口と障がい者手帳交付者数の推移

本市の人口は、令和元年度末時点で 100,924 人となっており、平成 27 年度と比べ、1,602 人（1.6%）増加しています。

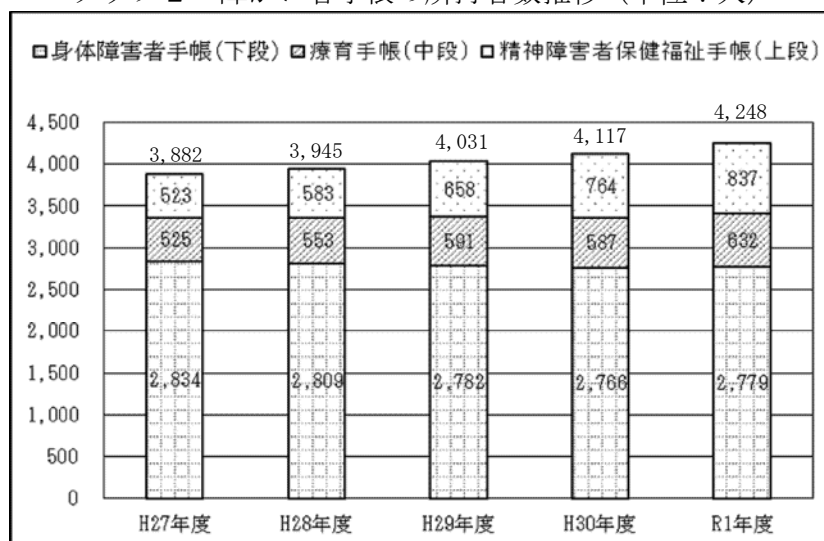
また、障がい者手帳の交付者数は平成 27 年度と比べ、身体障害者手帳交付者数は 55 人（1.9%）減少、療育手帳（知的障がい）交付者数は 107 人（20.4%）増加、精神保健福祉手帳は 314 人（60.0%）増加しています。また、全体では 366 人（9.4%）増加しています。

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数の増加が大きくなった主たる要因は、障害福祉サービスの充実に伴い、潜在的な障がい者が手帳の申請に至ったことによるものだと考えられます。

グラフ1 本市の人口推移（単位：人）



グラフ2 障がい者手帳の所持者数推移（単位：人）



※グラフ1及びグラフ2ともに毎年度の人数は、毎年3月31日を基準としています。

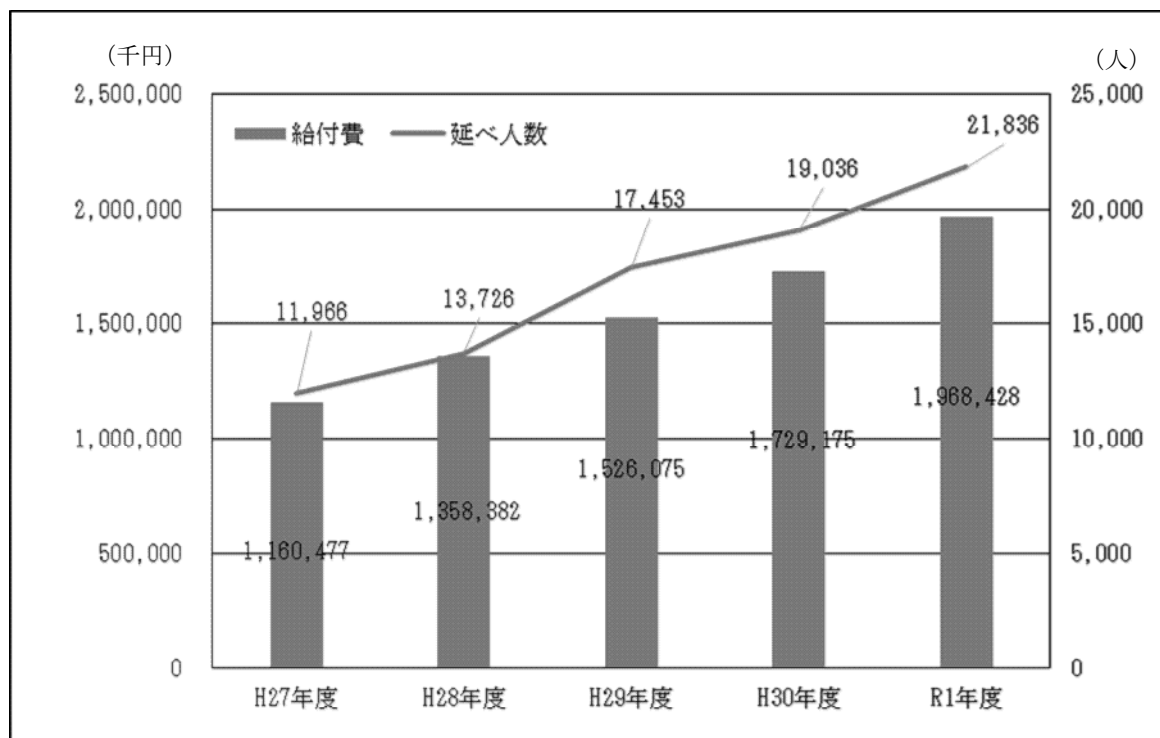
## 2. 障害福祉サービスの状況

障害福祉サービスの利用者延べ人数は、令和元年度は 21,836 人となっており、平成 27 年度と比べ、9,870 人（82.5%）増加しています。

また、障害福祉サービスの給付費は平成 27 年度と比べ、807,951 千円（69.6%）増加しています。

利用者数や給付費が増加した主たる要因は、障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス）の事業所が大幅に増加し、潜在的なニーズが喚起されたことによるものだと考えられます。

グラフ 3 障害福祉サービス等給付費と利用者延べ人数



### 3. 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の振り返りと課題

#### (1) 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画におけるサービス目標の達成状況

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）における成果目標の達成状況及び分析と課題は次のとおりです。

※令和2年度末の実績値については、令和2年8月1日現在の見込み数値を記載しています。

##### 【目標1：施設入所から地域生活への移行】

生活の拠点をグループホームや一般住宅での地域生活に移行する者の増加目標と実績です。

項目		数値
平成28年度末施設入所者数	基準値（実績値）	75人
地域生活移行者数	第5期計画目標値	7人（移行率 9.3%）
	実績値	0人（移行率 0.0%）

##### 【目標2：施設入所者の削減】

施設入所者数（障害福祉サービスの施設入所支援の利用者）の削減目標と実績です。

項目		数値
平成28年度末施設入所者数	基準値（実績値）	75人
令和2年度末施設入所者数	第5期計画目標値	73人（削減率 2.7%）
	実績値	79人（削減率 △5.4%）

##### 【分析と課題】

自立支援協議会等を通じ関係機関と連携を図りながら、目標達成を目指しましたが、実績値は目標値を下回る結果となりました。

施設入所者については、重度化や高齢化により地域生活への移行が困難な者が増加しています。また、施設退所の理由としては、病院への入院や死亡の割合が年々高まっています。

そのような状況の中で、地域生活への移行を進めていくには、真に施設入所支援が必要な障がい者と地域での生活が可能な障がい者を適切に判断するとともに、障がい者の地域生活に対する支援体制を更に整備していく必要があります。

### 【目標 3：就労移行支援事業等から一般就労への移行者数の増加】

就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて一般就労に移行する者の増加目標と実績です。

項 目		数 値
平成 28 年度の年間一般就労 移行者数	基準値（実績値）	4 人
	第 5 期計画目標値	6 人（増加率 50%）
令和 2 年度の年間一般就労 移行者数	実績値	6 人（増加率 50%）

### 【分析と課題】

自立支援協議会等を通じた関係機関との連携により、目標を達成することができました。

今後も引き続き、自立支援協議会等を通じて就労関係機関と情報交換や協議を行いながら、支援体制の充実を図っていく必要があります。また、就業に伴う生活面の課題については、就労定着支援を推進していく必要があります。

### 【目標 4：就労移行支援事業の利用者数の増加】

障害福祉サービスの就労移行支援事業の利用者数の増加目標と実績です。

項 目		数 値
平成 28 年度末の就労移行 支援事業の利用者数	基準値（実績値）	43 人
	第 5 期計画目標値	53 人（増加率 23.3%）
令和 2 年度末の就労移行 支援事業の利用者数	実績値	49 人（増加率 14.0%）

### 【分析と課題】

自立支援協議会等を通じ関係機関と連携を図りながら、目標達成を目指しましたが、実績値は目標値を下回る結果となりました。

潜在的なニーズの掘り起こしにおいて、十分な成果をあげることができなかったことが要因であると考えられます。

就労移行支援の利用者増に向けて、自立支援協議会等を通じ関係機関と情報交換や協議を行いながら、支援体制の強化を図っていく必要があります。

### 【目標 5：就労移行支援事業所ごとの就労移行率】

本市内の就労移行支援事業所（8箇所）のうち、就労移行率が30%以上の事業所が占める割合の目標値と実績です。

項 目		数 値
令和2年度末の割合	第5期計画目標値	50%
	実績値	25%

### 【分析と課題】

自立支援協議会等を通じ関係機関との連携を図りながら、目標達成を目指しましたが、実績値は目標値を下回る結果となりました。

自立支援協議会等を通じた就労移行支援事業所の質の向上の取組みにおいて、十分な成果をあげることができなかつたことが要因であると考えられます。

就労移行率増に向けて、自立支援協議会等を通じ就労関係機関と情報交換や協議を行いながら、支援体制の強化を図っていく必要があります。

### 【目標 6：就労定着支援による職場定着率】

就労定着支援の利用者の1年後の職場定着率の割合の目標値と実績です。基本指針では80%と設定することが基本とされています。

項 目		数 値
令和2年度末の割合	第5期計画目標値	80%
	実績値	100%

### 【分析と課題】

自立支援協議会等を通じた関係機関との連携により、目標を達成することができました。

今後も引き続き、自立支援協議会等を通じ関係機関と情報交換や協議を行いながら、支援体制の充実を図っていきます。



## (2) 障害福祉サービスの状況

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画期間内における障害福祉サービスの実績及び取組み・課題は次のとおりです。

### ① 実績

サービス種類		単位	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
訪問系サービス	居宅介護	時間数/月	1,606	1,777	1,847
		実人数/月	88	85	89
	重度訪問介護	時間数/月	583	129	195
		実人数/月	4	1	2
	同行援護	時間数/月	381	279	294
		実人数/月	17	12	12
	行動援護	時間数/月	158	131	132
		実人数/月	9	5	6
	重度障害者等包括支援	時間数/月	0	0	0
		実人数/月	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	日 数/月	3,104	3,213	3,224
		実人数/月	156	155	155
	自立訓練（機能訓練）	日 数/月	37	0	23
		実人数/月	2	0	1
	自立訓練（生活訓練）	日 数/月	82	120	167
		実人数/月	4	7	10
	就労移行支援	日 数/月	720	741	840
		実人数/月	45	44	49
	就労継続支援（A型）	日 数/月	1,295	1,244	1,331
		実人数/月	63	61	63
	就労継続支援（B型）	日 数/月	2,783	3,043	3,119
		実人数/月	160	175	181
	就労定着支援	実人数/月	4	6	7
	療養介護	実人数/月	14	14	13
	短期入所（福祉型）	日 数/月	155	147	156
		実人数/月	31	27	20
短期入所（医療型）	日 数/月	12	0	0	
	実人数/月	3	0	0	

サービス種類		単位	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
障がい児通所支援	児童発達支援	日 数／月	1,342	1,709	1,742
		実人数／月	97	130	134
	放課後等デイサービス	日 数／月	2,654	3,010	3,380
		実人数／月	185	210	234
	保育所等訪問支援	日 数／月	0	0	0
		実人数／月	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	日 数／月	0	0	0
		実人数／月	0	0	0
	医療型児童発達支援	日 数／月	0	0	0
		実人数／月	0	0	0
居住系サービス	自立生活援助	実人数／月	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	実人数／月	68	67	77
	施設入所支援	実人数／月	80	75	79
相談支援	地域移行支援	延べ人数／年	1	1	0
	地域定着支援	延べ人数／年	0	0	0
	計画相談支援	延べ人数／年	546	580	609
	障害児相談支援	延べ人数／年	310	411	438

※実績値のうち月単位のもの各年度の3月を基準としています。

※令和2年度については、令和2年8月1日現在の見込み数値を記載しています。

## ② 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における取組みと課題

### 【サービス全般（新規事業者の参入状況）】

新規事業者の参入が求められていたサービスのうち、児童発達支援、放課後等デイサービス、計画相談支援、障害児相談支援については、関係機関との情報交換や協議の効果により、本市内事業所が増加しています。

#### （i）訪問系サービス

居宅介護については実績が年々増加しています。

ただし、同行援護や行動援護については、利用者のニーズに対して本市内の事業所が少ないと考えられることから新たな事業所の参入が求められます。

#### （ii）日中活動系サービス

就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の就労系サービスについては、実績が年々増加しています。

ただし、生活介護や短期入所については、利用者のニーズに対して本市内の事業所が少ないと考えられることから新たな事業所の参入が求められます。

#### （iii）障がい児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービスにおいては、実績が年々増加しています。

ただし、保育所等訪問支援については、利用者のニーズに対して本市内の事業所が少ないと考えられることから新たな事業所の参入が求められます。

#### （iv）居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については実績が年々増加していますが、利用者のニーズに対して本市内の事業所が少ないことから新たな事業所の参入が求められます。

#### （v）相談支援

計画相談支援、障害児相談支援については実績が年々増加していますが、利用者のニーズに対して本市内の事業所が少ないことから新たな事業所の参入が求められます。

### (3) 地域生活支援事業の状況

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画期間内における地域生活支援事業の実績及び取組み・課題は次のとおりです。

#### ① 実績

サービス名		指標	H30 年度	R1 年度	R2 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	1	2	2
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
	自立支援協議会の設置	設置数	1	1	1
理解促進研修・啓発事業		実施回数／年	1	1	0(*)
		参加者数／年	95	57	0(*)
日常生活用具給付事業		給付件数／年	1,502	1,571	1,621
移動支援事業		時間数／月	504	481	500
		実人数／月	48	33	35
日中一時支援	日中一時支援事業	日数／月	48	46	50
		実人数／月	9	9	10
	障がい児タイムケア事業	日数／月	15	10	4
		実人数／月	7	5	4
	太宰府特別支援学校放課後等支援事業	日数／月	25	16	26
		実人数／月	10	7	12
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	実施回数／年	1	1	0(*)
		参加者数／年	275	255	0(*)
	芸術文化活動振興	実施回数／年	1	1	1
		来場者数／年	1,161	1,105	1,000
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置人数	3	3	3
	登録手話通訳者派遣事業	通訳者人数	10	10	10
		派遣件数／月	28	34	39
	登録要約筆記者派遣事業	要約筆記者数	10	10	11
		派遣件数／年	3	5	6
手話奉仕員養成研修事業		受講者数	31	19	0(*)
地域活動支援センター機能強化事業		地域活動支援センター I 型実施箇所数	1	1	1

サービス名	指標	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
訪問入浴サービス	実人数／月	4	4	4
福祉ホームの運営 (運営費補助事業)	実人数／月	1	0	0
成年後見制度利用支援事業	利用者数／年	3	2	2

※日常生活用具給付事業について、継続的に給付する用具（ストーマ装具、紙おむつ）の件数は1か月分を1件としています。

※実績値のうち月単位のものは各年度の3月を基準としています。

※令和2年度については、令和2年8月1日現在の見込み数値を記載しています。

\*新型コロナウイルス感染症防止のため開催を中止した事業です。

## ② 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における取組みと課題

- 相談支援事業を強化するため、平成30年度から大野城市障がい者（児）基幹相談支援センターを本市福祉課内に設置しました。
- 日常生活用具給付事業については、近年の社会情勢の変化（技術の向上や市場価格の変動）や市民ニーズの変化に対応するため、対象者や対象用具の見直しを令和元年度に行いました。
- 放課後等デイサービス事業所が増加している状況を踏まえ、障がい児の放課後支援として実施している障がい児タイムケア事業、及び太宰府特別支援学校放課後等支援事業の必要性やあり方について検討を行った結果、障がい児タイムケア事業については、令和2年度末をもって事業を終了しました。なお、太宰府特別支援学校放課後等支援事業については引き続き検討を行う必要があると考えられます。
- 登録手話通訳者派遣事業については、今後の市民ニーズに対応していくために、登録手話通訳者の要件を令和2年度に見直しました。
- 在宅の医療的ケア児・者の介護者に対する負担が大きいという課題を踏まえ、介護者に対するレスパイト事業に関して調査研究を行いました。今後は、本事業の実施に向け、引き続き検討を行っていきます。

#### (4) 本市の独自事業の状況

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画期間内における本市の独自事業の実績及び取組み・課題は次のとおりです。

##### ① 実績

サービス名	指標	H30年度	R1年度	R2年度
大野城市障がい者支援センター まどか・ゆいぱるの運営	日数/月	576	594	597
	実人数/月	35	36	37
障がい者相談員事業	相談員数	6	6	2
	相談件数/年	93	83	53
福祉タクシー助成事業	実人数/年	722	738	708
紙おむつ給付事業	実人数/年	34	30	27
配食サービス事業	実人数/月	4	6	4
住宅改造助成事業	助成件数/年	3	0	1
福祉車両購入経費等助成事業	助成件数/年	3	0	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数/年	5	7	6
在宅酸素濃縮器使用電気料金助成事業	実人数/月	20	16	20
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	実人数/年	2	1	1
緊急まどかコール事業	実人数/月	0	0	0
職場体験実習事業	実習生数/年	3	0	0(*)
障がい者施設通所費用助成事業	実人数/月	14	18	20

※大野城市障がい者支援センターについては、生活介護及び就労継続支援B型の実績です。

※実績値のうち月単位のものは各年度の3月を基準としています。

※令和2年度については、令和2年8月1日現在の見込み数値を記載しています。

\*新型コロナウイルス感染症防止のため、中止した事業です。

##### ② 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における取組みと課題

- 大野城市障がい者支援センターについては、施設の収容能力と機能性の向上を図ることを目的として、令和2年度に入浴設備や活動スペース、医務室の整備を行いました。今後も指定管理者と連携し、利用者のニーズにあった運営方法について検討する必要があります。
- 障がい者相談員については、令和2年度に市民ニーズに対応した人数に見直しました。
- 福祉タクシー助成事業については、長距離移動がしにくいという課題を踏まえ、より利用者のニーズにあった制度となるよう調査研究を行いました。今後は、その結果を踏まえ、事業見直しに向け、検討を行っていきます。
- 福祉車両購入経費等助成事業については、市民ニーズに対応するため、助成対象範囲の拡大を令和元年度に行いました。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の体系

本計画の作成にあたっては、基本指針及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の実績と課題を踏まえ、本計画の基本的理念、基本的視点、成果目標・検討事項・調査研究事項及び活動指標をそれぞれ設定します。

#### 基本的理念（第3章）

#### 基本的視点（第3章）

- 基本的視点1：相談支援体制の充実・強化
- 基本的視点2：施設入所、入院から地域生活への移行の推進
- 基本的視点3：地域生活を継続していくための支援の推進
- 基本的視点4：福祉施設から一般就労への移行の推進
- 基本的視点5：障がい児支援の提供体制の整備

#### 成果目標・検討事項・調査研究事項（第3章）

- 目標1：施設入所から地域生活への移行
  - ①施設入所から地域生活への移行者数
  - ②施設入所者数の削減
- 目標2：就労移行支援事業等から一般就労への移行
  - ①就労移行支援事業等から一般就労への移行者数の増加
  - ②就労定着支援の利用率
  - ③就労定着支援事業所における就労定着率

#### 活動指標（第4章～第6章）

- 障害福祉サービスの活動指標（第4章）
- 地域生活支援事業の活動指標（第5章）
- 本市の独自事業の活動指標（第6章）

## 2. 計画の基本的理念

すべての障がい者及び障がい児に対して、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していきます。

## 3. 計画の基本的視点

### 〈基本的視点1：相談支援体制の充実・強化〉

障がい者のニーズに応じたサービスを提供するための相談支援の充実や、自立支援協議会等を通じた関係機関との連携強化により相談支援体制の充実を図っていきます。

### 〈基本的視点2：施設入所、入院から地域生活への移行の推進〉

施設に入所している障がい者や精神科病院に入院中の精神障がい者が、グループホームや一般住宅での地域生活へと移行していくことを推進します。

### 〈基本的視点3：地域生活を継続していくための支援の推進〉

障がい者がグループホームや一般住宅での地域生活を継続的に送っていくための支援を推進します。

### 〈基本的視点4：福祉施設から一般就労への移行の推進〉

福祉的就労から一般就労への移行のための支援、一般就労が困難な障がい者に対する支援など就労支援体制の充実を図ります。

### 〈基本的視点5：障がい児支援の提供体制の整備〉

障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を図るために、保健、医療、障がい福祉、保育、教育の関係機関で連携を図るとともに、障がい児に対する支援体制を整えていきます。

## 4. 計画の成果目標

### (1) 成果目標の内容

#### 目標1：施設入所から地域生活への移行

##### ① 施設入所から地域生活への移行者数

令和元年度末の施設入所者数のうち、令和5年度末までに、生活の拠点をグループホームや一般住宅での地域生活に移行する者の目標値です。基本指針では移行率を6%以上と設定することが基本とされています。

項目	数値
令和元年度末施設入所者数	75人
【目標値】 地域生活移行者数	5人 (移行率6.6%)



## ② 施設入所者数の削減

施設入所者数の削減目標です。基本指針では削減率を 1.6%以上と設定することが基本とされています。

項目	数値
令和元年度末施設入所者数	75人
【目標値】令和5年度末施設入所者数	73人 (削減率2.7%)

## 目標2：就労移行支援事業等から一般就労への移行

### ① 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数の増加

就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて一般就労に移行する者の増加目標です。基本指針では増加率を 1.30 倍以上と設定することが基本とされています。

また、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、就労移行支援を通じて一般就労に移行する者の増加目標を 1.27 倍以上と設定することが基本とされています。

項目	数値
令和元年度の年間一般就労への移行者数	5人
【目標値】令和5年度の年間一般就労への移行者数	7人 (増加率40.0%)
令和元年度の年間一般就労への移行者数 (就労移行支援を通じた移行者数)	5人
【目標値】令和5年度の年間一般就労への移行者数	7人 (増加率40.0%)

### ② 就労定着支援の利用率

就労移行支援事業等を通じて一般就労した者のうち、新たに就労定着支援事業を利用する者の割合についての目標です。基本指針では70%と設定することが基本とされています。

項目	数値
【目標値】令和5年度末の割合	70%

### ③ 就労定着支援事業所における就労定着率

本市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所が占める割合についての目標です。基本指針では70%以上とすることが基本とされています。

項目	数値
【目標値】令和5年度末の割合	70%

## (2) 成果目標達成に向けた取組み

成果目標	成果目標達成に向けた取組み
<p style="text-align: center;"><b>目標 1</b></p> <p>「施設入所から地域生活への移行」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活への移行に際し、重要な役割を担っているグループホームの本市内での新規設置の促進を図るために、「障害者福祉施設を運営する社会福祉法人に対する助成に関する規則」に基づく助成事業を実施するとともに、自立支援協議会等を通じた関係機関との情報交換や協議を行います。</li> <li>○ 自立支援協議会等を通じた関係機関との連携により、地域移行に関する支援体制の充実を図ります。</li> <li>○ 理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業）を通して、市民に対して障がいに対する理解の促進を図ります。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>目標 2</b></p> <p>「就労移行支援事業等から一般就労への移行」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援協議会等を通じた関係機関との連携により、一般就労への移行に関する支援体制の充実を図ります。</li> <li>○ 理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業）を通して、市民に対して障がいに対する理解の促進を図ります。</li> <li>○ 職場体験実習事業や障がい者施設通所費用助成事業（いずれも本市の独自事業）を通して、障がい者の一般就労の促進を図ります。</li> </ul>

〈用語解説〉

- 障害者福祉施設を運営する社会福祉法人に対する助成に関する規則（平成17年規則第18号）本市内に障がい者福祉施設を建設する社会福祉法人に対し、その建設工事費の一部を助成する本市の独自制度について定めた規則。

## 5. 検討事項

基本指針に示された整備目標に従い、計画期間中に下記の事務について検討を進めていきます。

### (1) 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

基本指針では、令和5年度末までに市町村ごと（複数市町村による共同設置でも可）において、保健、医療、障がい福祉、教育の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。自立支援協議会を活用することも視野に入れ、関係機関と協議を進めながら検討を進めていきます。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会を活用することも視野に入れ、関係機関と協議を行いながら検討を進めていきます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することが基本とされています。筑紫地区他市と協議を進めながら、設置単位や設置方法について検討を進めていきます。

#### 〈用語解説〉

##### ○ 医療的ケア児に関するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者。市町村単独設置あるいは圏域での設置が想定されている。

##### ○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて構築された重層的な連携による支援体制。

##### ○ 地域生活支援拠点等

地域生活支援の機能（地域生活への移行支援、親元からの自立等に関する相談対応、グループホームへの入居等の体験の機会の提供及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能）を集約した拠点であり、かつ、それに居住支援機能（グループホーム又は小規模で地域に開かれた障害者支援施設）を付加した拠点のこと。

拠点としての整備ではなく、地域における複数の機関が役割を分担して、有機的な連携の下に機能を担う体制、いわゆる「面的整備」による手法も考えられる。

## 6. 調査研究事項

基本指針に示された整備方針に従い、計画期間中に下記の事業について調査研究を進めていきます。

### ○ 地域共生社会の実現に向けた取組み

基本指針では、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むことが定められています。

住民同士の支え合いの関係性を広げていくための支援や、地域の様々な相談を受け止め対応できる包括的な支援体制について、調査研究を進めていきます。

## 第4章 障害福祉サービスの活動指標

### 1. サービスの実施に関する考え方

#### (1) 全般的な事項

障がい者のニーズに応じた福祉サービスを引き続き実施するとともに、自立支援協議会等を通じた支援体制の整備を図っていきます。

#### (2) 新規事業者の参入について

##### ① 新規参入が求められるサービス

次のサービスについて、障がい者のニーズに対して、本市内の事業所が少ないと考えられることから、本市内での新規事業者の参入が求められます。

- ・訪問系サービス：同行援護、行動援護
- ・日中活動系サービス：生活介護、就労定着支援、短期入所
- ・障がい児通所支援：保育所等訪問支援
- ・居住系サービス：共同生活援助（グループホーム）
- ・相談支援：計画相談支援、障害児相談支援

##### ② 新規参入促進のための方策

新規事業者の参入促進を図るために次のことを実施していきます。

- ・「障害者福祉施設を運営する社会福祉法人に対する助成に関する規則」に基づく助成事業
- ・大野城市自立支援協議会、筑紫地区地域自立支援協議会、大野城市障がい者施設団体連絡協議会を通じた関係機関との情報交換や協議

#### 〈用語解説〉

##### ○ 大野城市障がい者施設団体連絡協議会

本市内の民間の福祉関係団体（本市社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、当事者団体等）が任意に組織した協議体。本市内の福祉関係団体の連携強化等を目的とする。14団体で構成。

## 2. サービスの見込み量

### (1) サービスの見込み量算定の考え方

令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービスのサービス見込み量は、基本指針に基づき、次の考え方により見込みます。

#### ① 訪問系サービス

実施に関する考え方、現に利用している者の数、近年の利用者数の伸び率、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量を見込みます。また、重度障害者等包括支援は、現在、利用実績はありませんが、新規に利用者が発生することを想定して見込みます。

#### ② 日中活動系サービス

実施に関する考え方、現に利用している者の数、近年の利用者数の伸び率、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量を見込みます。

#### ③ 障がい児通所支援

実施に関する考え方、現に利用している者の数、近年の利用者数の伸び率、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量を見込みます。また、居宅訪問型・医療型児童発達支援は、現在、利用実績はありませんが、新規に利用者が発生することを想定して見込みます。

#### ④ 居住系サービス

実施に関する考え方、現に利用している者の数、近年の利用者数の伸び率、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量を見込みます。また、自立生活援助は、現在、利用実績はありませんが、新規に利用者が発生することを想定して見込みます。

#### ⑤ 相談支援

##### (i) 地域移行支援、地域定着支援

実施に関する考え方、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みます。

##### (ii) 計画相談支援

実施に関する考え方、障害福祉サービス利用者数等を勘案して、利用者数を見込みます。

##### (iii) 障がい児相談支援

実施に関する考え方、障がい児通所支援の利用者数等を勘案して、利用者数を見込みます。

(2) 障害福祉サービスの見込み量

サービス種類		指標	R3年度	R4年度	R5年度
訪問系サービス	居宅介護	時間数/月	1,904	1,945	1,987
		実人数/月	92	94	96
	重度訪問介護	時間数/月	260	260	260
		実人数/月	2	2	2
	同行援護	時間数/月	308	308	308
		実人数/月	13	13	13
	行動援護	時間数/月	147	147	147
		実人数/月	7	7	7
	重度障害者等包括支援	時間数/月	160	160	160
		実人数/月	1	1	1
日中活動系サービス	生活介護	日数/月	3,276	3,297	3,318
		実人数/月	156	157	158
	自立訓練（機能訓練）	日数/月	23	23	23
		実人数/月	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	日数/月	141	141	141
		実人数/月	8	8	8
	就労移行支援	日数/月	867	884	901
		実人数/月	51	52	53
	就労継続支援（A型）	日数/月	1,344	1,394	1,435
		実人数/月	64	65	66
	就労継続支援（B型）	日数/月	3,182	3,268	3,354
		実人数/月	185	190	195
	就労定着支援	実人数/月	8	9	10
	療養介護	実人数/月	15	15	15
	短期入所（福祉型）	日数/月	158	160	165
		実人数/月	27	28	29
短期入所（医療型）	日数/月	16	16	16	
	実人数/月	4	4	4	

サービス種類		指標	R3年度	R4年度	R5年度
障がい児通所支援	児童発達支援	日数/月	1,911	2,093	2,301
		実人数/月	147	161	177
	放課後等デイサービス	日数/月	3,472	3,668	3,878
		実人数/月	248	262	277
	保育所等訪問支援	日数/月	6	6	6
		実人数/月	3	3	3
	居宅訪問型児童発達支援	日数/月	15	15	15
		実人数/月	1	1	1
	医療型児童発達支援	日数/月	15	15	15
		実人数/月	1	1	1
居住系サービス	自立生活援助	実人数/月	1	1	1
	うち精神障がい者の数	実人数/月	1	1	1
	共同生活援助（グループホーム）	実人数/月	79	83	87
	うち精神障がい者の数	実人数/月	31	33	34
	施設入所支援	実人数/月	77	75	73
相談支援	地域移行支援	延べ人数/年	1	1	1
	うち精神障がい者の数	延べ人数/年	1	1	1
	地域定着支援	延べ人数/年	1	1	1
	うち精神障がい者の数	延べ人数/年	1	1	1
	計画相談支援	延べ人数/年	623	638	654
	障害児相談支援	延べ人数/年	500	548	578

※見込み量のうち月単位のものは各年度の3月を基準としています。



## 第5章 地域生活支援事業の活動指標

### 1. サービスの実施に関する考え方

令和3年度から令和5年度までの地域生活支援事業の実施に関する考え方は次のとおりです。

サービス名		内 容
相談支援事業	障害者相談支援事業	本市基幹相談支援センター及び筑紫地区地域活動支援センターつくしびあにおいて、引き続き実施していきます。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	本市基幹相談支援センターにおいて、専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士）を引き続き配置し、相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図ります。
	自立支援協議会の設置	本市単独で大野城市自立支援協議会を、また筑紫地区の関係機関による筑紫地区地域自立支援協議会を運営し、筑紫地区の実情に応じた支援体制の整備について引き続き協議を行っていきます。
理解促進研修・啓発事業		市民を対象とした障がいに関する講演会、要約筆記体験講座を引き続き実施し、障がいに対する理解の促進を図ります。
日常生活用具給付事業		障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
移動支援事業		障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
日中一時支援	日中一時支援事業	障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
	太宰府特別支援学校放課後等支援事業	放課後等デイサービス事業所の増加している状況の中、障がい児の放課後支援としてこれまで実施してきた太宰府特別支援学校放課後等支援事業について、その必要性やあり方について検討作業を行っていきます。
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	障がい者を対象としたスポーツ大会を引き続き支援していきます。
	芸術文化活動振興	障がい者が制作した絵画等を展示するアート展を引き続き実施していきます。

サービス名		内 容
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	本市庁舎内（福祉課内）において、手話通訳者を引き続き設置し、聴覚障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
	登録手話通訳者派遣事業	登録手話通訳者である市民と連携しながら、聴覚障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
	登録要約筆記者派遣事業	登録要約筆記者である市民と連携しながら、聴覚障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
手話奉仕員養成研修事業		一般市民を対象とした手話奉仕員養成講座を引き続き実施していきます。
地域活動支援センター機能強化事業		筑紫地区地域活動支援センターつくしぴあ（地域活動支援センターⅠ型）の機能強化を引き続き図っていきます。
訪問入浴サービス		身体障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
福祉ホームの運営（運営費補助事業）		障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
成年後見制度利用支援事業		知的・精神障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。
医療的ケア児・者在宅レスパイトケア支援事業		在宅の医療的ケア児・者の介護者に対する負担が大きいという課題を踏まえ、本事業の実施に向け、引き続き検討を行っていきます。

## 2. サービスの見込み量

### (1) サービスの見込み量算定の考え方

令和3年度から令和5年度までの地域生活支援事業の見込み量は、実施に関する考え方、現に利用している者の数、近年の利用者数の伸び率、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、次のとおり見込みます。

### (2) 地域生活支援事業の見込み量

サービス名		指標	R3年度	R4年度	R5年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
	自立支援協議会の設置	設置数	1	1	1
理解促進研修・啓発事業		実施回数/年	1	1	1
		参加者数/年	50	50	50
日常生活用具給付事業		給付件数/年	1,669	1,719	1,770
移動支援事業		時間数/月	510	515	520
		実人数/月	48	50	52
日中一時支援	日中一時支援事業	日数/月	55	55	55
		実人数/月	15	15	15
	太宰府特別支援学校放課後等支援事業	日数/月	27	27	27
		実人数/月	13	13	13
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	実施回数/年	1	1	1
		参加者数/年	260	260	260
	芸術文化活動振興	実施回数/年	1	1	1
		来場者数/年	1,100	1,100	1,100
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置人数	3	3	3
	登録手話通訳者派遣事業	通訳者人数	11	11	12
		派遣件数/月	45	45	45
	登録要約筆記者派遣事業	要約筆記者数	11	11	11
		派遣件数/年	5	6	6
手話奉仕員養成研修事業		入門編修了者数	18	18	18
		基礎編修了者数	9	9	9

サービス名	指標	R3年度	R4年度	R5年度
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターI型実施箇所数	1	1	1
訪問入浴サービス	実人数/月	5	6	7
福祉ホームの運営 (運営費補助事業)	実人数/月	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	2	2	2

※日常生活用具給付事業について、継続的に給付する用具（ストーマ装具、紙おむつ）の件数は1か月分を1件としています。

※計画値のうち月単位のもの各年度の3月を基準としています。

## 第6章 本市の独自事業の活動指標

### 1. サービスの実施に関する考え方

令和3年度から令和5年度までの本市独自事業の実施に関する考え方は次のとおりです。

#### (1) 全般的な事項

障がい者に対して隙間のないサービスを提供するために、障害福祉サービス、地域生活支援事業を補完する事業として、障がい者のニーズに応じたサービスを引き続き実施していきます。

#### (2) 重点的に取り組む事業

##### ① 大野城市障がい者支援センターまどか・ゆいぱるの運営について

本センターについては、建物の有効利用を図りながら、より利用者のニーズにあった運営方法について、指定管理者と連携を密にしながら検討を行っていきます。

##### ② 福祉タクシー助成事業の利用方法について

長距離移動が利用しにくいという課題を踏まえ、より利用者のニーズにあった制度となるよう事業見直しに向けて検討を行っていきます。

### 2. サービスの見込み量

#### (1) サービスの見込み量算定の考え方

令和3年度から令和5年度までの本市の独自事業の見込み量は、実施に関する考え方、現に利用している者の数、近年の利用者数の伸び率、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、次のとおり見込みます。

#### (2) 独自事業の見込み量

サービス名	指標	R3年度	R4年度	R5年度
大野城市障がい者支援センター まどか・ゆいぱるの運営	日数/月	617	638	660
	実人数/月	38	40	42
障がい者相談員事業	相談員数	2	2	2
	相談件数/年	60	60	60
福祉タクシー助成事業	実人数/年	722	729	736
紙おむつ給付事業	実人数/年	30	30	30

サービス名	指標	R3年度	R4年度	R5年度
配食サービス事業	実人数／月	6	6	6
住宅改造助成事業	助成件数／年	2	2	2
福祉車両購入経費等助成事業	助成件数／年	2	2	2
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数／年	5	5	5
在宅酸素濃縮器使用電気料金助成事業	実人数／月	25	26	27
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	実人数／年	3	3	3
緊急まどかコール事業	実人数／月	1	1	1
職場体験実習事業	実習生数／年	3	3	3
障がい者施設通所費用助成	実人数／月	20	22	24

※大野城市障がい者支援センターについては、生活介護及び就労継続支援B型の見込み量です。

※計画値のうち月単位のものは各年度の3月を基準としています。

# 第7章 障がい者虐待防止と障がい者差別解消

## 1. 障がい者虐待防止

### (1) 現状と課題

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に基づき、本市福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置しています。センターでは、障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者からの届出を受け、事実確認や安全確認を行い、事案解決に向けた対応を行っています。
- 障がい者虐待では、虐待をしてしまう側の養護者にも支援が必要な場合が多く、介護疲れや障がいに対する理解の不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど、様々な要因が絡み合っています。養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援するなど、障がい者虐待を防止するための対策が必要です。

### (2) 今後の方向性

- 障がい者虐待防止センターにおいて、今後も障がい者への安全確保や事実確認、事案解決に向けた対応を適切に実施していきます。
- 養護者等からの相談に適切に応じるとともに、地域の民生委員・児童委員と連携をとりながら、障がい者に対する虐待の防止を図っていきます。

## 2. 障がい者差別解消

### (1) 現状と課題

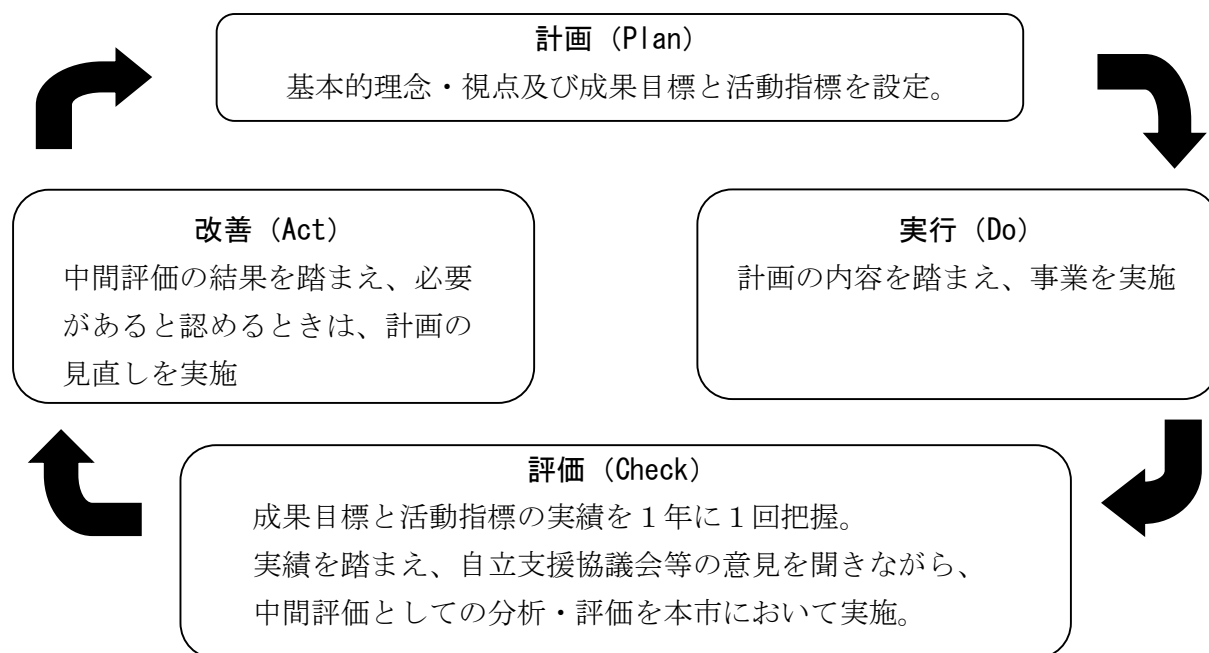
- 本市職員対応要領（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき策定）に基づき、本市職員が障がい者に対して適切に対応するための体制づくりを、職員研修（全職員対象と新規採用職員対象に分けて実施）を通じて進めました。今後、更に職員の対応能力の向上が求められます。
- 筑紫地区 5 市で設置した筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会において、障がい者差別に対する相談事案の情報共有、事案解決に向けての課題整理や取組み、障がい者差別の発生防止のための広報、啓発活動を行いました。今後も本協議会の取組みの更なる充実が求められます。

### (2) 今後の方向性

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行から 5 年が経過し、全国的に合理的配慮の様々な具体例が蓄積されてきたことを受け、本市職員対応要領の見直しを行います。また、今後も職員研修を通じて、本市職員の障がいに関する理解と対応スキルの向上を図ります。
- 筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会において、障がい者差別に関する課題整理や取組みの充実を図ります。

## 第8章 計画の進行管理

本計画に定める事項については、下記のとおり、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更を含め、必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とします。





## 資料編

### 1. 障がい者手帳交付者数の推移 (各年度3月31日現在、単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障がい者	2,834	2,809	2,782	2,766	2,779
知的障がい者	525	553	591	587	632
精神障がい者	523	583	658	764	837
本 市 人 口	99,322	99,875	100,069	100,597	100,924

### 2. 身体障害者手帳所持者数の内訳 (令和2年3月31日現在、単位：人)

障がい別	手 帳 内 訳						計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障害	51	55	8	16	26	11	167
聴覚・平衡機能障害	14	43	23	67	2	101	250
音声・言語・そしゃく機能障害	0	5	19	12			36
肢体不自由	260	283	217	366	206	77	1,409
内部障害	594	17	112	194			917
合計	919	403	379	655	234	189	2,779

### 3. 療育手帳所持者の内訳 (令和2年3月31日現在、単位：人)

A	B	合 計
247	385	632

### 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳 (令和2年3月31日現在、単位：人)

1 級	2 級	3 級	合 計
51	464	322	837

---

---

第 6 期大野城市障がい福祉計画

第 2 期大野城市障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月

---

発 行 大野城市 市民福祉部 福祉課  
〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目 2 番 1 号  
(TEL) 092-580-1852 【直通】 (Fax) 092-573-8083  
(E-mail) fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

---

---